

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成25年12月19日(2013.12.19)

【公開番号】特開2012-125169(P2012-125169A)

【公開日】平成24年7月5日(2012.7.5)

【年通号数】公開・登録公報2012-026

【出願番号】特願2010-277759(P2010-277759)

【国際特許分類】

C 12 M 1/00 (2006.01)

G 01 N 37/00 (2006.01)

【F I】

C 12 M 1/00 A

G 01 N 37/00 101

【手続補正書】

【提出日】平成25年10月31日(2013.10.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

重力の作用によって反応液を容器の長手方向に移動させるバイオチップであって、
前記容器と、

前記反応液とは比重が異なり、前記反応液とは混和しない液体であって、前記容器に充
填され、体積固有抵抗が $0 \cdot \text{cm}$ よりも大きく $5 \times 10^{13} \cdot \text{cm}$ 以下である液体と、
を含む、バイオチップ。

【請求項2】

重力の作用によって反応液を容器の長手方向に移動させるバイオチップであって、
前記反応液とは比重が異なり、かつ、前記反応液とは混和しない液体が充填された、透
明な材料から形成された容器と、
前記容器を封止する封止部と、

を含み、

前記液体の体積固有抵抗は $0 \cdot \text{cm}$ よりも大きく $5 \times 10^{13} \cdot \text{cm}$ 以下である、バ
イオチップ。

【請求項3】

請求項1または2に記載のバイオチップであって、

前記液体は、

前記反応液とは比重が異なる第1の液体と、

前記反応液とは比重が異なり、かつ、前記第1の液体よりも体積固有抵抗が小さい第2
の液体と、

を含む、バイオチップ。

【請求項4】

請求項3に記載のバイオチップであって、

前記第1の液体はシリコーンオイルまたはミネラルオイルである、バイオチップ。

【請求項5】

請求項3または4に記載のバイオチップであって、

前記第2の液体は変性シリコーンオイルである、バイオチップ。

【請求項 6】

重力の作用によって反応液を容器の長手方向に移動させるバイオチップであって、2以上の前記容器と、

前記容器の各々を封止する封止部と、

前記2以上の前記容器を同一の平面内に保持する基板と、

前記反応液とは比重が異なり、かつ、前記反応液とは混和しない液体と、
を含み、

前記液体の体積固有抵抗は0 cmよりも大きく 5×10^{13} cm以下であって、

前記平面の1点を中心とした放射方向と、前記容器の前記長手方向とが一致する、バイオチップ。